

大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業

入札説明書

平成16年3月26日

埼玉県企業局

目次

はじめに.....	1
第1 特定事業の選定に関する事項.....	2
1 事業内容に関する事項	2
2 事業者の募集及び選定方法	5
3 事業者の募集及び選定の手順	6
4 提出書類の内容	17
第2 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	22
1 敷地の立地条件	22
2 本施設の概要	22
第3 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項.....	23
1 疑義が生じた場合の措置について	23
第4 法制度上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	24
第5 その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	25
1 生活環境影響調査	25
2 金融機関と企業局の協議	25
3 入札説明書等に関する問合せ先	25
別紙1	
別紙2	

はじめに

この大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、埼玉県企業局が民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI法」という。）に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として特定事業の選定を行った、大久保浄水場排水処理施設等（以下「本施設」という。）整備・運営事業（以下「本事業」という。）に対して平成 16 年 3 月 26 日付け埼玉県公営企業告示第 3 号により公告した総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）についての説明書である。当該入札に係る調達は、1994 年 4 月 1 日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

なお、入札説明書に添付されている、大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業業務要求水準書（以下「業務要求水準書」という。） 大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業事業契約書（案）（以下「事業契約書（案）」という。） 大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業基本協定書（案）（以下「基本協定書（案）」という。） 大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。） 大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業様式集（以下「様式集」という。）は一体のものとし（以下「入札説明書等」という。）入札説明書等に記載のない事項については、大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業実施方針、並びに入札説明書等に関する質問回答によることとする。

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業

(2) 事業に供される公共施設の種類

埼玉県企業局大久保浄水場排水処理施設
非常用電源施設

(3) 公共施設の管理者の名称

埼玉県公営企業管理者 田村 健次

(4) 事業目的

埼玉県企業局（以下「企業局」という。）が実施する水道用水供給事業及び工業用水道事業（以下「水道事業」という。）については、県勢の発展とともに着実に整備・推進してきたところであるが、近年の社会・経済情勢の大きな変化や県民ニーズの多様化などに伴い、より効果的・効率的な事業運営など、様々な課題を解決していくことが求められている。

こうした中で、本県水道事業の基幹浄水場である大久保浄水場においては、昭和43年に稼働を開始して以来約30余年が経過し、施設の老朽化が顕在化してきている。排水処理施設については経年劣化が著しく、耐用年数を経過している非常用電源施設と合わせ、安定した水道水の供給のためには、施設の更新が急務となっている。

実施にあたっては、環境に及ぼす負荷を低減するため、廃棄物の発生抑制、循環型社会の推進が社会的要請となっている中で、更新する施設においても処理過程で発生する浄水発生土の減量化や再生利用を前提としたシステムを構築することが求められている。

また、事業手法としては、県民等が享受できるサービスの価値を最大にし、そのサービス創出のために投下するコストを最小限に抑えるという考え方が厳しく求められており、PFI手法については、平成14年度に実施した導入可能性調査において、十分な有効性が確認されたところである。

このような状況を踏まえ、企業局では、大久保浄水場の排水処理施設及び非常用電源設備の更新並びに維持管理運営、さらに、発生土の有効利用について民間事業者の技術力やノウハウを最大限活用し、長期に亘って安定的に排水処理業務等を行うためにPFI事業として行うこととした。

(5) 事業に関係する主な法令等

本事業の実施に当たっては、以下の関係法令等を遵守すること。

【法令・施行令・施行規則】

- ・ 建築基準法(昭和25年法律第201号)
- ・ 都市計画法(昭和43年法律第100号)

- ・ 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)
- ・ 水道法(昭和 32 年法律第 177 号)
- ・ 工業用水道事業法(昭和 33 年法律第 84 号)
- ・ 水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)
- ・ 大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)
- ・ 騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)
- ・ 振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)
- ・ 悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)
- ・ 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)
- ・ 各種の建築関係資格法・業法
- ・ 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)(平成 12 年法律第 104 号)
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律(リサイクル法)(平成 3 年法律第 48 号)
- ・ エネルギーの利用の合理化に関する法律(省エネルギー法)(昭和 54 年法律第 49 号)
- ・ 浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)
- ・ さいたま市環境影響評価条例(平成 15 年さいたま市条例第 32 号)
- ・ 埼玉県環境影響評価条例(平成 6 年埼玉県条例第 61 号)
- ・ 埼玉県生活環境保全条例(平成 13 年埼玉県条例第 57 号)
- ・ ふるさと埼玉の緑を守る条例(昭和 54 年埼玉県条例第 10 号)
- ・ その他関連法令・施行規則等

【要綱・各種基準等】

- ・ 水道施設設計指針
- ・ 建設機械施工安全技術指針
- ・ 土木工事安全施工技術指針
- ・ 建設工事公衆災害防止対策要綱
- ・ 建設工事副産物適正処理推進要綱
- ・ その他の関連要綱・各種基準等

* なお、これら諸法令の運用適用は、乙の負担において行うものとする。

(6) 事業内容

ア 事業方式

本事業の事業方式は、事業者が P F I 法に基づき、新たに排水処理施設、非常用

電源施設等を設計・建設し、企業局に本施設を引き渡し、事業期間を通して本施設の維持管理および運営業務を行うB T O方式（Build-Transfer-Operate）とする。

なお、既存施設のうち、汚泥調整池について、新設施設と合わせて維持管理・運営するとともに、沈砂池天日乾燥床発生砂の処分業務を行う。

イ 事業期間

本事業の事業期間は、平成16年12月から平成40年3月までの約23年間(設計・建設期間約3年間)とする。

ウ P F I事業の範囲

事業者は、企業局と事業者が結ぶ事業契約に基づき、事業契約期間内、以下に示すP F I事業の範囲のサービスを企業局に提供することとする。

(ア)設計及び建設業務

- a. 設計業務
- b. 建設業務（試運転含む）
- c. 工事監理業務
- d. その他関連業務（本事業を実施する特別目的会社（以下「S P C」という。）設立に係る業務、施設所有権移転業務、各種申請業務、近隣調整及び準備調査業務、生活環境影響調査業務等）

(イ)維持管理業務

- a. 建物維持管理業務
- b. 設備維持管理業務
- c. 外構維持管理業務
- d. 保安及び警備業務

(ウ)運営業務

- a. 排水処理業務
- b. 発生土有効利用業務
- c. 非常用電源供給業務
- d. 常用電源供給業務（提案をする場合）

エ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、サービス対価及び発生土有効利用における有価

利用収入（以下「有価利用収入」という。）によるものとする。

サービス対価は、事業者が実施する本施設の設計・建設業務に係る対価（以下「設計・建設費」という。）維持管理・運営業務に係る対価（以下「サービス購入料」という。）から構成される（別紙1を参照）。

(ア)サービス対価

a.設計・建設費

企業局は、設計・建設費について、事業契約書においてあらかじめ定める額を、前払金、一時支払金及び割賦支払金により事業者を支払う。

b.サービス購入料

企業局は、サービス購入料について、事業契約においてあらかじめ定める額を、運営期間にわたり事業者を支払う。なお、サービス購入料は固定費・変動費及びその合計金額から控除される発生土の有効利用にかかる購入費から構成され、変動費は各支払期の業務実績に応じて変動させた金額を支払う。物価変動に係る対価の変更については、事業契約書（案）別紙10を参照。

(イ)有価利用収入

発生土有効利用業務において得られた有価利用収入は、事業者の直接収入とする。

(7) 事業スケジュール（予定）

本事業の事業期間は約23年とし、詳細については次のとおりとする。

ア 事業契約等の締結

(ア)事業契約締結 平成16年12月

イ 事業期間

(ア)設計・建設期間 平成16年12月～平成20年3月

(イ)所有権移転期限 平成20年3月

(ウ)維持管理・運営期間 平成20年4月～平成40年3月（20年間）

2 事業者の募集及び選定方法

本事業は、設計・建設段階から維持管理・運営段階の各業務を通じて、選定事業者に効率的・効果的サービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、落札者の選定に当たっては、サービス対価の額及び事業運営能力、建設及び維持管理・運営能力等その他の条件による選定（いわゆる総合評価一般競争入札：地方自治法施行令第167条の10の2）を行う予定である。なお、本事業はWTO政府調達協定の対象であり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される。

3 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール(予定)

本事業の募集・選定スケジュールについては、以下のとおりとする。

表 1 事業者の募集・選定スケジュール(予定)

	内容	日時
ア	入札公告	平成 16 年 3 月 26 日
イ	入札説明会の実施	平成 16 年 4 月 8 日
ウ	入札説明書及び既存資料の閲覧	平成 16 年 4 月 8～9 日
エ	入札説明書等に関する第 1 回質問(参加資格について) 受付	平成 16 年 4 月 9～13 日
オ	入札説明書等に関する第 1 回質問(参加資格について) 回答	平成 16 年 4 月 23 日
カ	参加表明書及び資格確認申請書の提出	平成 16 年 5 月 12～13 日
キ	資格確認通知の発送	平成 16 年 5 月 28 日
ク	参加資格がないと認められた理由説明の申し立て	平成 16 年 6 月 1～3 日
ケ	入札説明書等に関する第 2 回質問 受付	平成 16 年 6 月 1～4 日
コ	参加資格がないと認められた理由の回答	平成 16 年 6 月 11 日
サ	入札説明書等に関する第 2 回質問 回答	平成 16 年 6 月 30 日
シ	入札	平成 16 年 7 月 30 日
ス	落札者決定・公表	平成 16 年 10 月下旬
セ	基本協定締結	平成 16 年 10 月下旬
ソ	事業契約締結	平成 16 年 12 月下旬

(2) 事業者の募集手続等

ア 入札公告

入札公告は平成 16 年 3 月 26 日とし、県報及び企業局ホームページにおいて公表する。入札説明書等については、企業局ホームページにおいて公表する。

イ 本事業の入札説明会の実施

入札説明書等に関する説明会及を次の要領で開催する。

・入札説明書等に関する説明会

開催日時 平成 16 年 4 月 8 日 午後 2 時

開催場所 埼玉県大久保浄水場西部本館大会議室

所在地 さいたま市桜区大字宿 6 1 8

当日連絡先 0 4 8 - 8 5 2 - 8 8 4 1

(説明会当日は資料を配付しないので、各自持参のこと。また、車での来場は禁止する)

入札説明書等に関する説明会への参加希望者は、入札説明書等に関する説明

会参加申込書（様式1- ）に必要事項を記入し、FAX又はE-mailにより提出すること。

申込期限 平成16年4月5日 午後5時
申込先 〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-14-21
埼玉県企業局水道部水道計画課PFI推進担当
TEL 048-830-7068, 7069
FAX 048-834-5071
E-mail a7060@pref.saitama.jp
文書形式は、Microsoft-Word,Excel、とする（Windows版）

ウ 既存資料の閲覧及び有償資料の申込受付

実施方針公表後、既存資料の閲覧及び有償頒布を行ったが、再度、同じ資料の閲覧、有償頒布を下記の要領にて行う。

【既存資料の閲覧】

日時 平成16年4月8日 入札説明書等に関する説明会終了後、
午後5時まで
4月9日 午前9時から午後5時まで
場所 埼玉県大久保浄水場西部本館大会議室
所在地 さいたま市桜区大字宿618
当日連絡先 048-852-8841
申込期限等 イに同じ
申し込み方法 （様式1- ）に必要事項を記入の上、FAX又はEメールにて申し込むこと。

【有償資料の頒布】

申し込み受付期間 平成16年4月8日～4月9日
申し込み方法 （様式1- ）に必要事項を記入の上、FAX又はEメールにて申し込むこと。
支払い方法 FAX又はEメールを企業局が受領後、納付書を送付するので所定口座に入金すること。
参考資料の配付方法 領収書（金融機関の収納印のあるもの）の写しと引き替えに資料集を配布する。
配布日時 平成16年4月26日～4月28日
配布場所 さいたま市浦和区高砂3-14-21 職員会館4F
埼玉県企業局水道部水道計画課PFI推進担当
048-830-7068, 7069
参考資料の価格 2,100円（消費税込み）

エ 入札説明書等に関する第1回質問の受付（参加資格について）

(ア)質問募集の方法 参加資格についての質問に限り受け付ける。質問の内容を簡潔にまとめ、質問書(様式2)に記入し提出すること。

(イ)受付期間 平成16年4月9日から平成16年4月13日までの午前9時から午後5時までとする。

(ウ)提出方法 E-mail 又は郵送

(郵送の場合、印刷物を添付してフロッピーにて提出のこと)

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-14-21

埼玉県企業局水道部水道計画課PFI推進担当

TEL 048-830-7068, 7069

FAX 048-834-5071

E-mail a7060@pref.saitama.jp

文書形式は、Microsoft-Word,Excel とする (Windows 版)

オ 入札説明書等に関する第1回質問への回答（参加資格について）

入札説明書等に関する第1回質問（参加資格について）への回答を平成16年4月23日までに企業局のホームページにて行う。

カ 参加表明書及び資格確認申請書の提出

入札参加者は、参加表明書及び資格審査に必要な書類を下記に従って提出すること。入札参加資格確認基準日は平成16年5月13日とする。

(ア)受付期間 平成16年5月12日から平成16年5月13日までの午前9時から午後5時までとする。

(イ)提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は必着）

提出場所 上記エ（ウ）と同じ

郵送先 上記エ（ウ）と同じ

キ 資格確認通知の発送

資格審査の結果については、平成16年5月28日に入札参加者の代表企業に通知する。

ク 参加資格がないと認めた理由説明の申し立て

入札参加資格がないと判断された場合、その理由の説明の申し立てをすることができる（様式自由）。

(ア)受付期間 平成16年6月1日から平成16年6月3日までの午前9時から午後5時までとする。

(イ)提出方法 持参又は郵送
提出場所 上記エ(ウ)と同じ
郵送先 上記エ(ウ)と同じ

ケ 入札説明書等に関する第2回質問の受付

入札説明書等に関する第2回質問の受付を平成16年6月1日から平成16年6月4日まで行う。ただし、入札説明書等の内容解釈の疑義についてのみ受け付ける。その他要領は上記エと同じ。

コ 参加資格がないと認めた理由の回答

入札参加資格がないと認められた理由の説明の申し立てがあった入札参加者に対し平成16年6月11日に回答を送付する。

サ 入札説明書等に関する第2回質問への回答

入札説明書等に関する第2回質問への回答を平成16年6月30日までに企業局のホームページにて行う。

シ 入札

入札参加者は、本事業に関する提案内容を記載した入札提出書類(提案書)を平成16年7月30日までに提出する。入札回数は1回のみとする。

(ア)受付期間 持参の場合 平成16年7月29日から平成16年7月30日、午前9時から午後5時までとする。ただし、最終日は午後2時までとする。

郵送の場合 平成16年7月29日(必着)。

*「大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業入札書類在中」と朱書きの上、書留郵便により送付すること。

(イ)提出方法 郵送又は持参
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-14-21
埼玉県企業局水道部水道計画課PFI推進担当

(ウ)入札日時 平成16年7月30日 午後3時

(エ)開札日時 平成16年7月30日 午後3時

(オ)開札場所 埼玉県職員会館201会議室

入札書の開札は入札参加者又はその代理人の立会いの上行うものとし、入札参加者又はその代理人がいけない場合には、県職員を立ち合わせるものとする。開札において予定価格の範囲内の価格をもって入札した者及びその入札の価格のみを発表する。なお、入札書(様式14)は封筒に入れ密封して提出すること。

(カ)入札の辞退

入札参加資格審査の結果、入札参加資格を有するとされた者が入札を辞退する場合は、様式 10 の入札辞退書を入札日午後 2 時までに企業局に提出すること。提出方法・場所は上記(イ)と同じ。

(キ)入札参加資格を有するとの認定を受けた者であっても入札期日において参加資格要件を満たしていないとき、又は、入札参加者及び協力企業の制限に該当した場合は、入札に参加する資格を有しない。

ス 落札者決定・公表

提出された提案書について総合的に評価を行い、落札者を決定し、平成 16 年 10 月に企業局のホームページにて公表する。

セ 基本協定の締結

落札者は、落札決定後、企業局とすみやかに基本協定を締結しなければならない。

ソ 事業契約締結

P F I 事業者は、平成 16 年 12 月に企業局と事業契約を締結しなければならない。

(3) 入札参加者の備えるべき参加資格要件

ア 入札参加者の構成等

(ア)入札参加者は、単独企業(以下「入札参加企業」という。)又は複数の者で構成されるグループ(以下「入札参加グループ」という。)とする。

(イ)入札参加者は、本施設を設計する企業(以下「設計企業」という。)、本施設を建設する企業(以下「建設企業」という。)、本施設の維持管理業務を行う企業(以下「維持管理企業」という。)、本施設の運營業務を行う企業(以下「運營業業」という。)を含む企業により構成されることを基本とする。ただし、入札参加者に代えて、協力企業(事業開始後、S P C から本件業務を直接受託し、請け負うことを予定している者をいう。以下同じ。)において参加資格要件を判定することができるものとする。

(ウ)入札参加グループは、入札参加グループを構成する企業(以下「構成員」という。)の中から代表となる企業(以下「代表企業」という。)を定めなければならない。また、代表企業は入札手続や企業局との連絡対応窓口となるものとする。

(エ)入札参加者は、参加表明書及び資格確認申請書の提出時に、代表企業、構成員(設計企業、建設企業、維持管理企業、運營業業等)及び参加資格要件の判定対象となる協力企業の企業名及び携わる業務について明らかにすること。なお、参加資格要件の判定対象とならない協力企業の企業名及び携わる業務については、入札時に明らかにすること。ただし、参加資格要件の判定対象となる企業が行う業務については、S P C から直接受託し、請け負わなければならない

い。

(オ)入札参加者は、本事業に係わる入札の結果、落札者として決定した場合は、S P Cを設立するものとする。

(カ)入札参加者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない場合には、企業局と協議を行うものとする。

(キ)協力企業を同程度の能力、実績を有する企業に変更することについては、企業局の承認を条件に可能とする。

入札時までに変更しようとする場合は、入札日の14日前までに企業局と協議を行い、企業局の承認を得るとともに、参加資格要件の判定対象となる協力企業については、変更後において参加資格要件を満たすことを証明できる書類を添え、「様式4 一般競争入札参加資格審査申請書」、「様式5 グループ構成員及び協力企業一覧表」を再度提出すること。

入札後に変更しようとする場合は、企業局の承認を得るとともに、参加資格要件の判定対象となる協力企業については、変更後において参加資格要件を満たすことを証明できる書類を添え、「様式4 一般競争入札参加資格審査申請書」、「様式5 グループ構成員及び協力企業一覧表」を再度提出すること。ただし、提案内容の変更は一切認めない。

(ク)入札参加企業及び入札参加グループの構成員並びに参加資格要件の判定対象となる協力企業は、他の入札参加者の構成員及び協力企業になることはできない。

イ 入札参加者の参加資格要件

入札参加者は、入札参加企業、構成員及び協力企業において、次の参加資格要件を満たさなければならない。なお、1企業が複数の参加資格要件を満たすことができることとする。また、外国企業については、本社の実績をもって判断することができることとする。

(ア)本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有していること。

(イ)本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。

(ウ)設計企業において、以下の要件を満たしていること。

a. 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

b. 平成元年度以降に、次に掲げる設計経験を有する管理技術者を本業務の設計業務について専任で配置できること。

・ 全体計画処理水量5万m³/日以上の上下水道・工業用水道処理施設

(エ)建設企業において、以下の要件を満たしていること。

- a. 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、土木一式工事、建築一式工事、機械器具設置工事及び電気工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- b. 本事業における建設工事に対応する業種において、入札の1年7月前の日の直後の営業年度終了日以後に建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受け、当該業種において以下に示す総合評定値を上回っていること。
- ・ 土木工事業 1100点以上
 - ・ 建築工事業 1000点以上
 - ・ 機械器具設置工事業 1000点以上
 - ・ 電気工事業 1100点以上
- c. 平成元年度以降に次に掲げる施設の建設工事（改築を含む）を元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）として完成した施工実績（工事が完成し、その引渡し完了したもの）を有すること。
- ・ 全体計画処理水量5万m³/日以上の上下水道・工業用水道処理施設
- d. 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配属できること。なお、これらの者は平成元年度以降に、上記cに掲げる工事と同種の工事において主任技術者又は監理技術者として従事した経験を有すること。監理技術者にあつては、建設業法第27条の18の規定による監理技術者資格者証の交付を受けた者であること。
- ・ 土木工事
一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士若しくは技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を建設部門又は上下水道部門とするものに合格した者）等をいう。
 - ・ 建築工事
一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士若しくは技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を建設部門又は上下水道部門とするものに合格した者）等をいう。
 - ・ 機械器具設置工事
一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建

築士若しくは技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を機械部門又は上下水道部門とするものに合格した者）等をいう。

・ 電気工事

一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士若しくは技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を電気・電子部門又は上下水道部門とするものに合格した者）等をいう。

(オ)維持管理企業のうち設備維持管理業務を担当する企業は、全体計画処理水量 5 万 m³ / 日以上の上水道・工業用水道処理施設における設備維持管理業務実績を有すること。また、運営企業のうち排水処理業務を担当する企業は、全体計画処理水量 5 万 m³ / 日以上の上水道・工業用水道処理設備又は排水処理設備の運転管理業務実績を有すること。

ウ 入札参加者及び協力企業の制限

次に該当する者は、入札参加企業、構成員及び協力企業となることはできない。

(ア)地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者

(イ)埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年公営企業管理規程第 5 号）第 120 条の規定により、埼玉県公営企業管理者及びその委任を受けた者が締結する契約の一般競争入札に参加させないこととされた者

(ウ)参加表明書及び資格確認申請書の提出期限日から入札日の間に埼玉県の指名停止措置を受けている者。なお、入札日以降落札決定の日までの間に、入札を行った者が埼玉県の指名停止措置を受けた場合、当該入札参加者は失格とする。

(エ)会社更生法に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

(オ)民事再生法に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

(カ)参加表明書及び資格確認申請書の提出期限日から過去 1 年間の法人税、消費税又は法人事業税を滞納している者

(キ)本事業に係る企業局のアドバイザー業務に関与した下記企業・事務所、または、これらと資本面・人事面で関係がある者（資本面で関係がある者とは、当該企業の発行済株式数の 50% を超える株式を有し、又は、その出資の総額の 50% を超える出資をしている者をいう。また、人事面で関係がある者とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。以下同じ。）

・ パシフィックコンサルタンツ株式会社

- ・ 三井安田法律事務所

(ク)本事業の審査委員会委員及びこれらの者が属する企業、又はこれらと資本金・人事面で関係のある者

(4) 審査及び選定に関する事項

ア 審査委員会

提案書の審査は、学識経験者及び県職員で構成する「大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業 審査委員会（以下「審査委員会」という。）」が、落札者決定基準に基づいて行い、最優秀提案を選定する。

審査委員会の委員については、下記のとおりとする。

表 2 審査委員会 委員名簿

		氏名	役職
1	委員長	山内 弘隆	一橋大学大学院商学研究科教授
2	副委員長	前田 博	三井安田法律事務所弁護士
3	委員	相澤 貴子	横浜市水道局技術顧問
4	委員	谷口 壽	埼玉県第一水道連絡協議会会長、川口市水道事業管理者
5	委員	吉田 謙二	埼玉県企業局総括技術監

イ 落札者の決定

企業局は、審査委員会の選定結果を基に、落札者を決定する。

ウ 審査方法

審査は、入札価格のほか、設計・建設、維持管理、運営等の提案内容及び企業局の要求水準との適合性並びに資金調達及びリスク分担を含む事業計画の妥当性、確実性等の各方面から総合的に評価する。

エ 結果及び評価の公表

企業局は、審査委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、企業局のホームページ等で公表する。

(5) 契約に関する基本的な考え方

ア 基本協定の締結

企業局は落札者と基本協定を締結する。ただし、落札者が基本協定締結時までの間に埼玉県の指名停止措置を受けた場合は、落札者との基本協定及び落札者が設立する SPC との事業契約は締結しない。

イ 特別目的会社の設立等

(ア)出資の条件等

落札者は、本事業を遂行するため、特別目的会社として商法(明治32年3月9日法律第48号)に定める株式会社を設立するものとする。企業局は、落札者と基本協定を締結し、当該協定に規定した事項に基づき、落札者が設立した特別目的会社と事業契約を締結する。

なお、落札者となった入札参加企業又は入札参加グループの構成員は必ず特別目的会社に出資することとし、入札参加企業又は構成員の議決権が全体の50%を超えるものとする。また、代表企業は出資者の中で最大の出資を行うものとする。

入札参加企業又は構成員は、本事業が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、企業局の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

(イ)有資格者の配置

- ・以下の要件を満たす工事監理者を配置すること。
 - a. 工事監理者が所属する企業が建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - b. 建設業法第27条の18の規定による監理技術者資格者証を有し、専任で従事できること。
 - なお、工事監理業務に当たる者は建設企業の従業員であることはできず、また、建設企業と資本面・人事面で関係がある者であってはならない。
- ・水道法第12条に定められた布設工事監督者を配置すること。

ウ 事業契約の締結及び概要

企業局は落札者が設立するSPCと事業契約を締結する。契約内容は、設計、建設、維持管理・運営業務等を包括的かつ詳細に規定するものである。なお、事業契約締結に係る費用は事業者負担とする。

(6) 提出書類の取扱い

ア 入札説明書の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 費用の負担

入札に関し必要な費用は、入札参加者の負担とする。

ウ 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、

時刻は日本標準時を使用することとする。

エ 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。

なお、本事業において公表及びその他企業局が必要と認めるときには、企業局は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

オ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

カ 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとし、また、理由のいかんにかかわらず返却しない。

キ 入札金額及び入札金額等に係る消費税等の取扱い

提案書の提出に当たって、入札金額には消費税及び地方消費税は含まないこととする。

なお、入札書に記載された金額に当該金額からBTO施設の割賦支払利息相当額を控除した金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって企業局の支払予定総額とする。

ク 設計価格

設計金額については、別紙2に示すとおり。

(7) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除する。

イ 契約保証金

(ア) 率

設計・建設費（ただし、割賦支払利息を除く。）並びにこれに係る消費税額及び地方消費税額の100分の10以上

(イ) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

a 利付国債

b 埼玉県債券証券

c 銀行等（銀行又は埼玉県公営企業管理者が確実と認める金融機関（「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締等に関する法律」（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）をいう。）が振り出し若しくは支

払保証をした小切手又は銀行等が引受け、保証若しくは裏書きをした手形
(ウ) 次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

- a 入札参加者がグループを結成している場合の代表者又は落札者が設立する S P C の株主のうち埼玉県公営企業管理者が適当と認める者が保証を差し入れる場合
- b 建設期間中において（運営期間中においては、履行保証保険を付保する必要はないものとする。）、設計・建設費（ただし、割賦支払利息を除く。）並びにこれに係る消費税額及び地方消費税額の 100 分の 10 以上に相当する額を保険金額とし、埼玉県公営企業管理者を被保険者とする履行保証保険を締結した場合

4 提出書類の内容

(1) 一般競争入札参加資格審査申請書類

一般競争入札参加資格審査申請書類の作成にあたっては、指定の順番に並べ、左側を綴じること（エについては別冊とする）。

- ア 参加表明書（様式 3）
- イ 一般競争入札参加資格審査申請書（様式 4）
- ウ グループ構成員及び協力企業一覧表（様式 5）
- エ 入札参加者の有価証券報告書（直近決算から 3 年分、5 部）、会社概要書（20 部）
- オ 設計企業の参加資格要件一覧（様式 7）
- カ 設計企業の建築士法第 23 条に規定する登録に係る登録通知書の写し
- キ 設計企業の第 1.3 (3) イ (ウ) b に記述する工事实績を証する書類
- ク 建設企業の参加資格要件一覧（様式 8）
- ケ 建設企業の建設業法第 3 条の 1 に規定する許可に係る許可通知書の写し
- コ 建設企業の経営事項審査結果通知書の写し
- サ 建設企業の第 1.3 (3) イ (エ) c に記述する施工実績を証する書類
- シ 主任技術者又は監理技術者の第 1.3 (3) イ (エ) d に記述する施工実績及び資格を証する書類及び監理技術者にあつては建設業法第 27 条の 18 に規定する建築業務の監理技術者資格者証の写し
- ス 維持管理・運営企業の参加資格要件一覧（様式 9）
- セ 維持管理・運営企業について、第 1.3 (3) イ (オ) に記述する業務実績を有することを証する書類

ソ 入札参加者の法人登記簿謄本

タ 入札参加者が法人税、消費税又は法人事業税を滞納していないことを証する書類
様式 6 の委任状については、必要に応じて提出すること。

(2) 提出書類

次の書類を提出すること。

「一般競争入札参加資格審査申請時の提出に係る様式」(各 1 部)

- (様式 3) 参加表明書
- (様式 4) 一般競争入札参加資格審査申請書
- (様式 5) グループ構成員及び協力企業一覧表
- (様式 6) 委任状(グループの各構成員の代表者から代表企業の代表者への委任状)
- (様式 7) 設計企業の参加資格要件一覧
- (様式 8) 建設企業の参加資格要件一覧
- (様式 9) 維持管理・運営企業の参加資格要件一覧

「入札の辞退に係る様式」(1 部)

- (様式 10) 入札辞退書

「入札時の提出書類に係る様式」(各 1 部)

- (様式 11) 入札提出書類提出届
- (様式 12) 委任状(代理人が入札する場合)
- (様式 13) 委任状(復代理人が入札する場合)
- (様式 14) 入札書
- (様式 15) 業務要求水準に関する誓約書

「入札時の提出書類に係る提案書様式」(各 20 部)

経営計画に関する提案書

- (様式 -) 大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業 経営計画に関する提案書表紙
- (様式 -) 事業実施体制
- (様式 - -2) 本事業参加者一覧表
- (様式 -) 事業計画提案書
- (様式 -) 事業遂行に当たっての基本方針
- (様式 -) 事業スケジュール
- (様式 -) 設計・建設費の内訳
- (様式 -) 維持管理費等内訳書
- (様式 -) 運営費内訳書
- (様式 -) 資金調達計画
- (様式 -) 資金調達に関するその他の提案
- (様式 -) リスク対応に関する提案
- (様式 -) 経営安定性に関する提案
- (様式 -) 付保する保険
- (様式 -) 長期収支計画(通期)
- (様式 - -2) 長期収支計画(四半期)

施設整備に関する提案書

- (様式 -) 大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業 施設整備に関する提案書表紙
- (様式 -) 排水処理、非常用電源施設の土木・建築施設の耐久性等に関する提案
- (様式 -) 排水処理、非常用電源施設の機械設備の耐久性等に関する提案
- (様式 -) 排水処理、非常用電源施設の電気設備の耐久性等に関する提案
- (様式 -) 排水処理施設の土木・建築施設の施設能力に関する提案
- (様式 -) 排水処理施設の機械設備の排水処理能力に関する提案
- (様式 -) 排水処理施設の電気設備の排水処理能力に関する提案
- (様式 -) 非常用電源施設の能力に関する提案
- (様式 -) 既存施設連絡・改良計画に関する提案
- (様式 -) 施設配置計画について用地の有効利用の観点からの提案
- (様式 -) 設備配置計画について維持管理の観点からの提案
- (様式 -) 計装設備に関する提案
- (様式 -) 業務従事者の就労環境に関する提案
- (様式 -) 施工計画に関する提案

施設の維持管理・運営に関する提案書

- (様式 -) 大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業 施設の維持管理・運営に関する提案書表紙
- (様式 -) 維持管理業務・実施体制・内容に関する提案
- (様式 -) 修繕業務計画書
- (様式 -) 排水処理計画に関する提案
- (様式 -) 排水処理計画に関する提案
- (様式 -) 排水処理計画に関する提案
- (様式 - -1) 発生土（発生土及び発生砂有効利用）業務に関する提案
- (様式 - -2) 発生土（発生土及び発生砂有効利用）業務に関する提案
- (様式 - -3) 発生土（発生土及び発生砂有効利用）業務に関する提案
- (様式 -) 非常用電源供給業務に関する提案

その他配慮等に関する提案

- (様式 -) 地球環境への配慮に係る提案
- (様式 - -1) 周辺環境への配慮に関する提案
- (様式 - -2) 周辺環境への配慮に関する提案

総合的事項に関する提案

- (様式 -) 地域経済への貢献に関する提案
- (様式 -) セルフモニタリングに関する提案
- (様式 -) 事業全体のプロジェクトマネジメントに関する提案
- (様式 -) その他全般に関する提案

「施設の整備、維持管理・運営に関する技術提案付属資料一式」(各 20 部)

提案書及び技術提案付属資料は、磁気データを CD-ROM に保存し提出すること。

(3) 入札書提出時の留意事項

各提出書類の作成及び提出にあたっては特に企業局の指示のない限り以下の項目に留意すること。

ア 使用ソフト

企業局に提出する磁気データの使用ソフトは、基本的には MicrosoftWord (Windows 版) とし、シミュレーションは MicrosoftExcel (Windows 版) を使用すること。図面等を文書に取り込む場合等は、上記ソフト以外のものを使用してもよい。

イ 入札書

入札書は、封筒に入れ、密封して提出すること。

ウ 物価

物価は現行水準で算出し物価の増減については考慮しないこと。

エ 入札参加者が企業局に提出した入札書類は返却しない。

オ 綴じ方

提案書は、A 4 縦長 (一部 A 3 横長綴じ込み) 左綴じとし、経営計画、施設整備、施設の維持管理・運営 (その他配慮、総合的事項含む) の 3 分冊に分け、所定の表紙を付けて綴じる。

カ 番号の記入

各分冊ごとに、各ページの下中央に通し番号をふるとともに、右下の受付番号欄に企業局より送付された参加資格確認通知書に記載されている受付番号を記入する。

キ 図面

図面は、左上角に 5cm × 5cm の空欄を設け、右下に図面名称及びカの番号を記入し、所定の縮尺のものについては綴じずに束ねて提出するとともに、A 3 版に縮小したものを提出書に綴じる。

ク 部数等

提案書は正本 1 部 (会社名を提案書の中で記述したもの) 副本 1 9 部 (会社名を提案書の中で伏せたもの) 提出すること。

(4) 無効入札

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札

イ 入札書の記載金額を加除訂正した入札

ウ 入札書に記名押印がない入札

- エ 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- オ 代理人が2人以上の者の代理をしていた入札
- カ 入札者が同一の事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- キ 送付による入札で所定の日時までには到着しなかったもの
- ク 無権代理人がした入札
- ケ 入札に関し不正の行為があった者のした入札
- コ 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- シ 誤字または脱字により、意思表示が不明確な入札

(5) 落札者の決定方法

次のいずれにも該当しない入札であって、埼玉県公営企業財務規程124条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で定量化審査（落札者決定基準参照）における「総合評価点」が最も高い者を落札者とする。なお、落札者が事業契約を締結しない場合、予定価格の範囲内で定量化審査における「総合評価点」の得点の高い者から順に契約交渉を行うことがある（地方自治法施行令第167条の2に基づく随意契約）。

- ア 当該入札価格によっては、当該入札者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる入札
- イ 当該入札者と契約締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められる入札

第2 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 敷地の立地条件

ア 建設用地

埼玉県さいたま市桜区大字在家 355 番他

イ 敷地面積

約 22,000 m²

ウ 都市計画区域

市街化調整区域（水道用地）

エ 土地の取得等に関する事項

本敷地は企業局の所有地であるが、事業者は本事業の実施に必要な範囲において土地を無償で使用できるものとする。

2 本施設の概要

本事業の整備対象施設を以下の表 2-1 及び表 2-2 示す。なお、乾燥施設の導入及び常用電源供給事業は事業者提案とする。

(1) 排水処理施設

表 2-1 排水処理施設

濃縮施設	濃縮設備	濃縮槽（共同溝、電気・機械・計装設備を含む） 周辺機器等（電気・機械・計装設備を含む）
脱水施設	脱水設備	脱水機（電気・機械・計装設備を含む） 乾燥設備（提案により設置）（電気・機械・計装設備を含む） 周辺機器等（電気・機械・計装設備を含む）
	脱水機棟	脱水設備を設置する建物（共同溝、建築付帯設備を含む）
発生土有効利用施設		ケーキヤードその他有効利用施設 （電気・機械・計装設備を含む）
返送水施設		水槽、ポンプ設備等（提案により自然流下による返送も可とする） （電気・機械・計装設備を含む） （返送水濁度のサンプリング設備を含む）
連絡管路施設		連絡管路施設（既存施設との連絡含む） （弁類、測定装置等の計測機器を含む）
受送電設備		排水処理施設の受送電関連機器等
外構施設		フェンス・門扉・照明・道路・植栽、雨水・汚水排水施設等 （電気・機械・計装設備を含む）
汚泥調整池 （継続使用施設）		提案により改良（電気・機械・計装設備を含む） （返送水濁度のサンプリング設備は新規設置）

(2) 非常用電源施設

表 2-2 非常用電源施設

非常用電源設備	非常用電源設備（電気・機械・計装設備を含む）
	コジェネ等常用電源設備（提案により設置） （電気・機械・計装設備を含む）
非常用電源棟	非常用電源設備を設置する建物 （建築付帯設備を含む）

第3 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

1 疑義が生じた場合の措置について

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、企業局と事業者は誠意をもって協議する。協議が整わない場合は、関係者協議会にて協議する機会があることを予定している。関係者協議会においても、解決しない場合には、事業契約書に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第4 法制度上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

P F I 法に規定する法制度上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項は、次のとおりである。

ア 法制度上及び税制上の措置

現時点では、本事業に関する法制度上及び税制上の措置等は想定していない。

イ 前払金・一時支払金

前払金・一時支払金の支払方法等については、事業契約書（案）別紙 10 を参照。

ウ 融資

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（無利子融資、低利子融資）の対象事業であり、入札参加者は当該融資を利用することを前提として提案することは可能であるが、入札参加者は自らの責任でその活用を行うこととし、企業局は同行からの調達の可否による条件変更は行わない。

当該融資制度の趣旨は、民間事業者の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に織り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとしているので、この点に留意して入札提案を行うこと。

また、当該融資制度の詳細、条件については、入札参加者が直接同行に問い合わせを行うこと。

なお、無利子融資制度は、平成 1 8 年 3 月 3 1 日までの時限措置である点に留意されたい。

第5 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 生活環境影響調査

本事業における施設整備は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条に基づく「生活環境影響調査」の対象となる。

2 金融機関と企業局の協議

本事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、事業者に資金提供を行う金融機関と企業局で協議を行うことがある。

3 入札説明書等に関する問合せ先

入札説明書等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

〒330-0063	さいたま市浦和区高砂3-14-21
	埼玉県企業局水道部水道計画課PFI推進担当
TEL	048-830-7068, 7069
FAX	048-834-5071
E-mail	a7060@pref.saitama.jp

別添資料

資料 1 様式集

資料 1 -2 技術提案に関する全体概要書 様式集

資料 2 業務要求水準書

資料 3 落札者決定基準

資料 4 事業契約書（案）

資料 5 基本協定書（案）

Summary

A. Subject matter of the contract : design, construction, maintenance, and operation of the “The Saitama Prefectural Okubo sludge treatment facility” under PFI-BTO method.

Public facilities : The Saitama Prefectural Okubo sludge treatment facility.

B. Time for application : Please send application forms by May 13, 2004 (Thu) 5:00 p.m.

C. Date of bid : July 30, 2004 (Fri) 3:00 p.m. (Postal bid should reach us by July 29, 2004 (Thu))

D. Contact Point for more information

Waterworks Planning Division, Waterworks Department, Public Enterprise Bureau,
Saitama Prefectural Government, 3-14-21

Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken, 330-0063, Japan,

Telephone : 048-830-7068 or 7069

別紙 1

サービス対価の概要

サービス対価	設計建設費	前払金		
		一時支払金		
		割賦支払金 ¹	割賦支払元本	
			割賦支払金利 ¹	
	サービス購入料	維持管理費	維持管理業務に係る費用（固定費）	
		運営費	運営業務に係る費用（固定費）	
			運営業務に係る費用（変動費） ²	
			非有価利用の処理費（変動費） ³	
		有価利用にかかる発生土の購入費		

- 1 提案にあたり、割賦支払金利を算定する際の基準金利は平成16年6月30日の東京時間午前10時にテレレート17143頁に発表されるTOKYO SWAP REFERENCE RATE6ヶ月LIBORベース5年もの（円-円）金利スワップレート仲値を使用すること。
- 2 提案にあたっては、発生土量を年間15,200t-dsとし、企業局が示す参考資料の月別発生土量により積算すること。発生土量が、これ以下及びこれを超えかつ23,000t-ds以下の場合も提案と同じ条件で処理すること。発生土量が23,000t-dsを超えた場合、その有効利用については、企業局との協議とする。
- 3 発生土有効利用業務にかかる提案については次の条件を満たすこと。
 - ・有価利用にかかる買取量がゼロでないこと。
 - ・有価利用にかかる提案単価が100円/t-ds以上であること。
 - ・有価利用にかかる購入費と非有価利用にかかる処理費を加重平均した発生土の処理単価がPSCの設定単価（15,385円/t-ds）以下であること。
- 4 有価利用にかかる発生土の購入費は、サービス購入料の内数とする。
- 5 電力は大久保浄水場北系電気室より排水処理施設に分電する。使用電力量を排水処理施設受電用積算電力計により計量し、東京電力（株）電気供給約款により積算された料金（ただし、基本料金分は含めない。）をサービス購入料から控除する。なお、企業局が事業者に支払うサービス購入料には、提案に応じた電気料金相当額が含まれる。
- 6 非常用電源業務において、非常時に消費される燃料費は企業局が別途負担する。ただし、点検、試運転費はサービス購入料内とする。
- 7 その他の詳細については、入札説明書等を参照すること。

別紙 2

特定事業の選定（平成15年12月24日）における
定量的評価の算定結果（財政負担額）

企業局が直接実施する場合の
財政負担額（消費税抜き）

P F I 事業として実施する場合
の財政負担額（消費税抜き）

A : 43,116,766 千円		B : 37,979,405 千円	
債務負担行為額	A : 43,116,766 千円	B : 37,979,405 千円	C : V F M 算定上の サービス対価 36,390,396 千円
	消費税 1,769,130 千円		企業局諸経費(*)
		消費税 1,142,882 千円	

【債務負担行為】
44,885,896 千円に契約期間中の物価及び金利の変動による影響額を加減して算出した額

- * 企業局諸経費(1,589,009 千円)
- ・ 前払金及び一時支払金の調達にかかる企業局の支払利息
 - ・ アドバイザー費用 等

* 入札書に記載する額は、上表中の C : サービス対価に対応する額
* V F M の評価は、常用電源設備による削減電力料金を財政負担額（消費税抜き）から控除の上、現在価値化して行った。

(様式1 -)

平成16年 月 日

入札説明書等に関する説明会参加申込書

「大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業」の入札説明書等に関する説明会に参加を申し込みます。

会社名	
所在地	
担当者所属 部課名	
担当者名	
電話	
FAX	
E-Mail	
出席者名	<hr/> <hr/>

入札説明書等に関する説明会への参加は、1社3名までとします。

(様式 1 -)

平成 1 6 年 月 日

既存資料の閲覧申込書

「大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業」の既存資料の閲覧を申し込みます。

会社名	
所在地	
申込担当者所属 部課名	
申込担当者名	
電話	
FAX	
E-Mail	
閲覧予定者名	<hr/> <hr/> <hr/>

閲覧会場への入場は 1 社 3 名までとします。

(様式 1 -)

平成 1 6 年 月 日

有償資料の購入申込書

「大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業」の有償資料の購入を申し込みます。

会社名	
所在地	
申込担当者所属 部課名	
申込担当者名	
部数	
電話	
FAX	
E-Mail	

(様式2)

平成16年 月 日

入札説明書等に関する質問書

EXCELファイルを使用してください。

各資料ごとにそれぞれ指定したファイルを企業局ホームページからダウンロードし、
使用してください。